

浜松市北遠地区私道公共下水道設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、旧佐久間町、旧水窪町、旧春野町(以下「北遠地区」という。)

公共下水道事業認可区域内にある私道における公共下水道の設置基準を定め、業務の適正な執行を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、下水道法に定めるもののほか、次の各号に定めるところによる。

(1) 私道 道路法(昭和27年法律第180号)第3条に規定する道路以外の道をいう。

(2) 受益者 私道に隣接する土地及び家屋所有者をいう。ただし、その土地が長期にわたり借地権等が設定されている場合は、その権利者(借りている者)をいう。

(3) 低地域域 ポンプ排水に係わる排水ポンプ、ポンプ槽、圧送管、電気設備及びこれらに付帯する施設(以下「ポンプ施設等」という。)を設置しなければ汚水を排除できないと浜松市水道事業及び下水道事業管理者(以下「管理者」という。)が認める区域をいう。

(公共下水道の設置)

第3条 第4条に規定する設置基準に適合している場合、私道公共下水道の設置は管理者が行うものとし、当該私道に設置する公共下水道施設の所有権は管理者とする。なお、当該私道に既にある埋設物の移設及び撤去に係わる費用負担については、現場状況等を確認し、受益者、私道権利者、管理者協議のうえ決定するものとする。

(設置基準)

第4条 私道に対する公共下水道の設置は、次に掲げる要件をすべて満たした場合とする。

(1) 私道は公道に通じており、公共下水道の設置及び維持管理に支障がない形態であること。

(2) 公道に面していない受益者が公共下水道の設置及び接続を要望し、受益者負担金の納付及び宅内排水設備工事の実施について承諾していること。

(3) 私道に所有権若しくはその他権利を有する者が、私道への公共下水道施設設

置及び維持管理について承諾していること。

(4) 私道の使用期間は公共下水道施設存続期間とし、土地使用料は公共下水道施設設置費用及び維持管理費用とすることについて、私道に所有者若しくはその他権利を有する者が承諾していること。

(5) 公共下水道存続期間において、要望者の事情により公共下水道施設の移設及び撤去等の必要が生じた場合は、それらに係わる費用全てを私道に公共下水道施設設置を要望するものが負担することについて承諾していること。

(6) 低区域の私道については、公共下水道施設設置及び維持管理に支障ないポンプ施設等の設置が可能であり、かつ、設置場所に所有権若しくはその他権利を有するものがポンプ施設等の設置を承諾していること。

(要望手続き及び決定)

第5条 要望者は、代表者を定め当該代表者を通じて私道公共下水道設置申請書(第1号様式)に、次の書類を添付し管理者に提出するものとする。

(1) 要望者の名簿(第2号様式)

(2) 当該私道に隣接する所有者(権利者等)の同意書(第3号様式)

(3) 当該私道所有者(権利者等)の公共下水道施設設置承諾書(第4号様式)

(4) ポンプ施設等設置承諾書(第5号様式) ポンプ施設を設置する場合に限る。

(5) 当該私道の案内図(位置図)

(6) 当該私道を含む土地の公図写

(7) その他管理者が必要と認めたもの

(管理者の責務)

第6条 管理者は、前条に基づき提出された要望を受理した場合は、速やかに当該私道に係わる事業計画を作成し、公共下水道の整備及び普及促進に努めるものとする。

(維持管理)

第7条 私道に設置した公共下水道施設は管理者が維持管理するものとする。

2 要望者は、管理者が行う維持管理に支障がないよう努めるものとし、管理者が行う調査、工事等に対して拒否することはできないものとする。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、管理者が別に定める細目によ

る。

附則

この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

式第 1 号 (第 5 条関係)

平成 年 月 日

(あて先) 浜松市水道事業及び下水道事業管理者

要望代表者 住 所

氏 名 印

T E L

【北遠地区】私 道 公 共 下 水 道 設 置 要 望 書

浜松市北遠地区私道公共下水道設置要綱に基づき、公共下水道施設の設置を要望します。なお、公共下水道施設の設置には下記条件を承諾いたします。

【承諾する条件】

浜松市私道設置要綱に従います。

公共下水道設置時期は浜松市の施工計画に従います。

供用開始後、遅滞なく排水設備を設置します。

既存埋設物の移設費等は管理者との協議結果に従います。

下水道事業受益者負担金を滞納しません。

要望に関する協議・連絡事項等は関係者全員に周知します。

要望内容に関する異議申立て等は要望者が処理します。

要 望 場 所	浜松市
私 道 の 幅 員	m c m
私 道 の 延 長	m c m
受 益 者 数	人
要 望 者 数	人
地 下 埋 設 物	

様式第2号(第5条関係)

要 望 者 の 名 簿

供用開始後遅滞なく排水設備を設置しますので、浜松市北遠地区私道公共下水道設置要綱に基づき、公共下水道施設の設置を要望します。

要 望 者 名	印	住 所	備 考

【記入について】

公共下水道施設要望者全員の署名・押印をお願いします。共有敷地の場合は共有者全員の署名・押印が必要となります。なお、備考欄の記入については、土地所有者は『土地』・家屋所有者は『家屋』・受益者負担金納入者は『受益者』と記入して下さい。

様式第 3 号 (第 5 条関係)

同 意 書

要望地：浜松市

番地先

上記私道における、浜松市北遠地区私道公共下水道設置要綱に基づく公共下水道施設設置に係わる要望書提出については、要望内容及び承諾条件等確認のうえ同意します

【土 地】

【家 屋】

地 番	所有者の氏名・印	所有者の氏名・印
	所有者の住所	所有者の住所
	印	印
	印	印
	印	印
	印	印
	印	印
	印	印
	印	印

【記入について】

私道に隣接する土地所有者の署名・押印をお願いします。共有敷地の場合は共有者全員の署名・押印が必要となります。

様式第 4 号 (第 5 条関係)

平成 年 月 日

(あて先) 浜松市水道事業及び下水道事業管理者

私道所有者 住 所

氏 名

印

公 共 下 水 道 設 置 承 諾 書

浜松市北遠地区私道公共下水道設置要綱に基づき、浜松市の所有地(私道)に公共下水道を設置することについて下記事項を承諾します。

記

下水道管理者が公共下水道施設を設置すること。

公共下水道設置及び維持管理のために下水道管理者が土地に立ち入ること。

公共下水道の所有権を浜松市(下水道管理者)とすること。

私道の使用期間を公共下水道存続期間とすること。

土地の使用料は公共下水道施設設置費用及び維持管理費用とすること。

公共下水道施設の設置及び維持管理に支障を及ぼす施設を設置しないこと。

土地の所有権の変更等をする場合は、上記承諾事項(~)を受け継がせること。

様式第5号(第5条関係)

平成 年 月 日

(あて先) 浜松市水道事業及び下水道事業管理者

私道所有者 住 所

氏 名

印

ポ ン プ 施 設 等 設 置 承 諾 書

浜松市北遠地区私道公共下水道設置要綱に基づき、浜松市の所有地(私道)に公共下水道に関するポンプ施設等を設置することについて下記事項を承諾します。

記

下水道管理者がポンプ施設等を設置すること。

ポンプ施設等の設置保守点検・維持管理のために下水道管理者が土地に立ち入ること。

ポンプ施設等の所有権を浜松市(下水道管理者)とすること。

私道の使用期間を公共下水道存続期間とすること。

土地の使用料は公共下水道施設設置費用及び維持管理費用とすること。

ポンプ施設等の設置及び維持管理に支障を及ぼす施設を設置しないこと。

土地の所有権の変更等をする場合は、上記承諾事項(~)を受け継がせること。